

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

改正商業登記法が平成27年5月1日から施行され、登記すべき事項等が登記・供託オンライン申請システムを利用してあらかじめ提出されたときは、申請書には当該登記すべき事項等を記載することを要しないこととされたことに伴い、商業・法人登記手続の登記事項提出書に係る申請書様式において、登記すべき事項をオンラインにより提出済みであることを示す文言に変更する改修を行いました。

なお、この申請書様式をバージョンアップ前に作成・保存したときは、申請データ送信前に最新バージョンに更新の上、[当該申請書について「再利用」を指示し、様式を最新化した後に送信してください。](#)

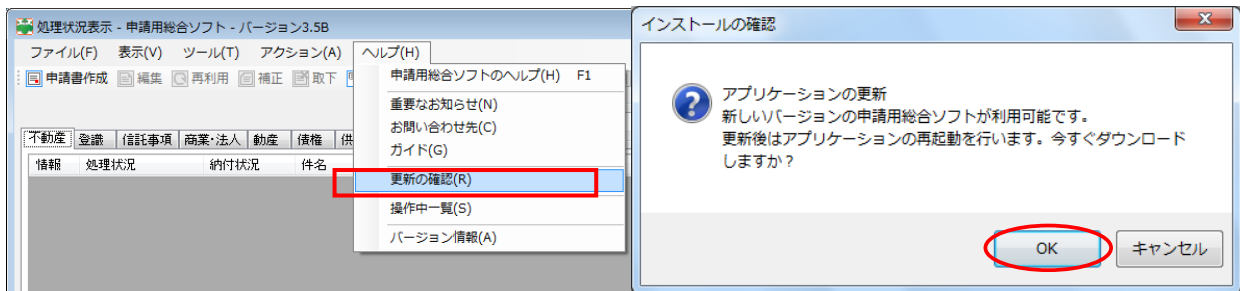
2 バージョンアップの方法

平成27年4月30日(木)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんのでご注意ください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



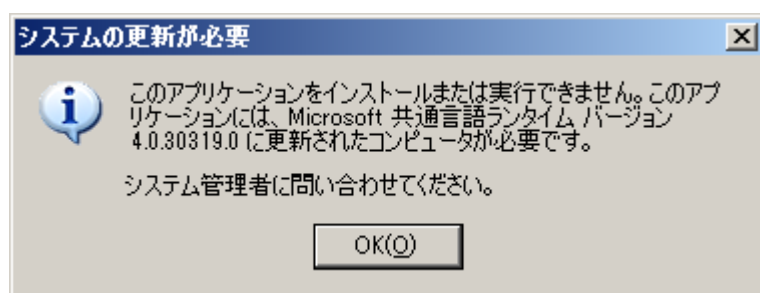
※ バージョン3.4A以前の申請用総合ソフトをご利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

3 注意事項

(1) ご利用のPCに.NET Framework 4 又は 4.5 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4 又は 4.5 がインストールされていないため、[「.NET Framework4 又は 4.5 のインストールについて\(2\)インストール方法」](#)の手順を実施し、.NET Framework 4 又は 4.5 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、ご利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わせてください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、ご利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先にご確認ください。